別表十七㈣の四付表一の記載要領第一号中「適格分割等が行われた場合にないものとされる課税済金額」を「内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「適格分割等が行われた場合にないものとされる個別課税済金額」を「連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同第二号中「平成21年４月１日前に開始した特定外国子会社等の事業年度に係る」を「第５条の規定による改正前の租税特別措置法」の次に「（以下この号において「平成21年旧措置法」という。）第66条の６第１項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定外国子会社等の平成21年４月１日前に開始した事業年度に係る平成21年旧措置法」を、「（課税済留保金額の損金算入」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「同法」を「平成21年旧措置法」に、「個別課税済留保金額の損金算入」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「（課税済留保金額等の引継ぎに関する」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」に、「特定課税対象金額の計算」を「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「（課税済留保金額等の引継ぎに係る」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」に、「個別課税済留保金額等の引継ぎに関する」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」に、「特定個別課税対象金額の計算」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「個別課税済留保金額等の引継ぎに係る」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」に改め、同第三号中「（課税済金額とみなされる金額」を「（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等」に、「個別課税済金額とみなされる金額」を「特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等」に改め、同第四号中「特定外国法人から受ける配当等の益金不算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「連結法人が租税特別措置法」を「連結法人が同法」に改める。

別表十七㈣の五の記載要領第一号中「第66条の８第８項から第10項まで」の次に「（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を加え、「（内国法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入）」を削り、「第68条の92第８項から第10項まで」の次に「（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を加え、「（連結法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入）」を削り、同第二号中「又は」を「（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）又は」に、「特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額」を「特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額」に改め、同第五号(2)中「第39条の19第12項」を「第39条の19第13項」に、「又は同令第39条の119第11項」を「若しくは租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号及び第８号において「平成29年旧措置法施行令」という。）第39条の19第12項（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）の規定により読み替えられた同条第６項各号に規定する割合又は租税特別措置法施行令第39条の119第12項」に、「を乗じて」を「若しくは平成29年旧措置法施行令第39条の119第11項（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）の規定により読み替えられた同条第６項各号に規定する割合を乗じて」に改め、同第七号中「又は」を「に規定する割合若しくは平成29年旧措置法施行令第39条の19第10項若しくは第11項に規定する割合又は租税特別措置法施行令」に、「割合を」を「割合若しくは平成29年旧措置法施行令第39条の119第９項若しくは第10項に規定する割合を」に改め、同第八号(2)中「第39条の19第12項」を「第39条の19第13項」に、「又は同令第39条の119第11項」を「若しくは平成29年旧措置法施行令第39条の19第12項の規定により読み替えられた同条第６項各号に規定する割合又は租税特別措置法施行令第39条の119第12項」に、「を乗じて」を「若しくは平成29年旧措置法施行令第39条の119第11項の規定により読み替えられた同条第６項各号に規定する割合を乗じて」に改め、同第九号中「特定外国法人から受ける配当等の益金不算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「連結法人が租税特別措置法」を「連結法人が同法」に改める。

別表十七㈣の六の記載要領中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成29年旧措置法」という。）」に、「の課税対象金額等の益金算入」を「に係る所得の課税の特例」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に、「の個別課税対象金額等の益金算入」を「に係る所得の課税の特例」に改める。

別表十七㈣の六の次に次の十一表を加える。